

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成22年11月25日

【会社名】 株式会社AFC - HDアムスライフサイエンス
(旧会社名 株式会社アムスライフサイエンス)

【英訳名】 AFC - HD AMS Life Science Co.,Ltd.
(旧英訳名 AMS Life Science Co.,Ltd.)

(注)平成21年11月25日開催の第29期定時株主総会の決議により、平成22年3月1日をもって当社商号を「株式会社アムスライフサイエンス(英訳名AMS Life Science Co.,Ltd.)」から「株式会社AFC - HDアムスライフサイエンス(英訳名AFC - HD AMS Life Science Co.,Ltd.)」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅山 雄彦

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 静岡県静岡市駿河区豊田三丁目6番36号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 浅山雄彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社は企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制制度の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することはできない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である、平成22年8月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して評価を行っております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて内部統制の評価の対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、金額的及び質的影響の僅少な連結子会社2社を除いた、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、単純合算ベースの売上高の概ね2/3の割合に達する4事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きくかわる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、財務報告の重要な事項の虚偽記載に結びつく、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても個別に評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。